

8 社教第2号 井手町文化祭仮設物（ステージ）賃貸物業務 業務仕様書

1. 総則

- (1) 本仕様書は、令和8年度井手町文化祭において使用する「屋根付き仮設ステージ」及び「舞台」の設営・賃貸借・撤去業務について定める。
- (2) 履行期間：契約日の翌日～11月16日（月）まで。
設営完了：11月4日（水）午後6時までに完了し、管理者の検査を受けること。
手直し：設営内容に不備がある場合、同日午後7時までに完了させること。
撤去作業：11月8日（日）午後3時30分～午後8時00分までに行うこと。
- (3) 履行場所：井手町役場庁舎 ドマ
（井手町大字井手小字東高月地内）
- (4) 本仕様書において疑義および不明な点が生じた場合は、当局と協議するものとする。

2 仮設物および数量・項目・仕様・規格

- ① 屋根付き仮設ステージ：エアータイプ、幅約9m × 奥行約5.4m × 高さ約5m程度（1式）
- ② 舞台本体：人が安全に使用できる十分な強度を有する構造、幅約9m × 奥行約5.4m × 高さ約75cm程度（1式）
- ③ 舞台仕上げ：パンチカーペット、布け込み（スカート）施工（1式）

※これら機材の搬入・運搬に伴う費用および諸経費はすべて本業務に含まれるものとする。

3 仮設物仕様

・設置計画

屋根付き仮設ステージ及び舞台については、当局の指示および別紙図面がある場合はそれに準じて設営すること。なお、現地の状況により変更が生じる場合は当局と速やかに協議すること。

・安全管理体制

受注者は設営・使用期間中・撤去に至るまで、安全管理責任者を配置し、全作業員に対して安全指示および管理を行うこと。

・気象対応

風速・降雨等の気象条件を常時把握し、一定基準に達した場合は、主催者と協議の上、使用中止・空気排出・撤去等の安全措置を講じること。

・固定・転倒防止

仮設ステージは、ウェイト等により風圧・外力に対して安全性を確保すること。必要に応じて追加ウェイトを設置すること。

・荷重・強度基準（舞台）

舞台は想定される使用条件（出演者・機材等）に対し、十分な耐荷重を有する構造とし、安全性を確保すること。

・設営品質

仮設物は水平・垂直を確保し、ガタつき・段差・隙間等が生じないように施工すること。

・養生および保護

設営・撤去にあたっては、会場の路面、床面、壁面等を傷つけないよう細心の注意を払うこと。作業スペースおよび資材置き場には必要に応じて養生材を敷き、機材や工具を直接床面に置かないこと。

- ・舞台仕様

舞台面は人が安全に使用できる十分な強度を有する構造とし、表面はパンチカーペット仕上げとすること。舞台側面には布け込み（スカート）を施し、見栄えを整えること。昇降用のステップ（階段）2台は、安全な強度を持つものを設置すること。

- ・清掃・原状回復

撤去時は、現場に釘、ネジ、テープ跡、ゴミ等が残っていないことを確認し、清掃を行うこと。

4 その他

- ・緊急時対応

事故・機材トラブル等が発生した場合は、速やかに主催者へ報告し、適切な応急対応を行うこと。

撤去作業終了後、管理者の確認を受けること。

作業員の安全管理については、受注者の責任において徹底すること。

その他、本仕様書に定めのない事項については、担当者の指示に従うこと。